

騒音・振動・悪臭

目 次

表 1	騒音に係る環境基準	(11)
表 2	愛知県名古屋飛行場及び岐阜飛行場の航空機騒音に係る環境基準	(12)
表 3	中部国際空港の航空機騒音に係る環境基準	(12)
表 4	新幹線鉄道騒音に係る環境基準	(12)
表 5	騒音規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況	(13)
表 6	振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況	(13)
表 7	条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の状況	(13)
表 8	悪臭防止法による規制地域及び規制基準	(14)
表 9	県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等 の届出状況（2020 年度）	(15)

表1 騒音に係る環境基準

地域の区分 及び種類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例
	A A	A	B	C	A地域のうち2車線以上 の車線を有する道路に面 する地域	B地域のうち2車線以上 の車線を有する道路に面 する地域及びC地域のう ち車線を有する道路に面 する地域
基準値	昼間 50デシベル以下	55デシベル以下	55デシベル以下	60デシベル以下	60デシベル以下	70デシベル以下
夜間 40デシベル以下	40デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下	50デシベル以下	55デシベル以下	*15デシベル以下
該当地域	該当なし			第1種低層住居専用 地域、第2種低層住 居専用地域、第1種 中高層住居専用地 域、第2種中高層住 居専用地域及び田園 住居地域	近隣商業地域、 商業地域及び工業 地域	65デシベル以下 60デシベル以下
達成期間				環境基準の施行後直ちに達成され、又は維持されるよう努めるものとす る。	既設の道路に面する地域については、環境基準の施行後10年以内 を目途として達成され、又は維持されるよう努めるものとする。 ただし、幹線交通を担う道路に面する地域では、10年を超える期間 が多くその達成が著しく困難な地域については、10年を超える期間 で可及的に面する地域にかかるものとする。 道路された道路の設置が施行された日以降計 画された道路によって新たに道路に面することとなつた場合 にあっては上記にかかるかわらず当該道路の供用後直ちに達成され又は 維持されるよう努めるものとする。	65デシベル以下 60デシベル以下 *40デシベル以下
備考	1 地域の類型 A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A : 専ら住居の用に供される地域 B : 主として住居の用に供される地域 C : 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	2 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から午前6時まで	3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準（個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が當まれていると 認められるときは、この基準によることができる。） 4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。 5 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。 ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は4車線以上の区間） ・一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路			

表2 愛知県名古屋環境基準及び岐阜飛行場の航空機騒音に係る

地域の類型	I	II	III	
基準値	57デシベル以下	62デシベル以下	62デシベル以上	
該当地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	近隣商業地域、商業地域、進工業地城及び工業地城	近隣商業地域、商業地域、進工業地城	近隣商業地域、商業地域、進工業地城
1 愛知県名古屋飛行場（愛知県西春日井郡豊山町豊場）	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	
2 岐阜飛行場（岐阜県各務原市那加町）	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められない地域	

表4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	I			II		
基準値	70デシベル以下			75デシベル以下		
該当地域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居専用地域及び準住居地域、田園住居地域で用途地域の定められない地域			近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域		
達成目標期間	a 80デシベル以上の区域	3年以内			1 本環境基準は午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。	
	b 75デシベル未満の区域	イ 超え80 ロ	7年以内			2 Iをあてはめる地域は商工業の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は工場の用に供される地域等1以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。
	c 70デシベルを超え75デシベル以下の区域	10年以内			3 達成目標期間の欄のbの区域中Iとは地域の類型IIに該当する地域が連続する沿岸地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。	
		10年以内			4 達成目標期間の欄に掲げる期間は、本環境基準が定められた日(1973年7月29日)から起算する。	
		1 本環境基準は午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用する。			5 新幹線鉄道騒音の防止施設を総合的に講じても所定の達成目標期間で環境基準を達成するこが困難と考へられる区城においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようになるものである。	
		2 Iをあてはめる地域は商工業の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域は工場の用に供される地域等1以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。			6 環境基準の達成努力にもかかわらず、所定の達成目標期間内にその達成ができなかつた区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。	
		3 達成目標期間の欄のbの区域中Iとは地域の類型IIに該当する地域が連続する沿岸地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。			4 達成目標期間の欄に掲げる期間は、本環境基準が定められた日(1973年7月29日)から起算する。	
		5 新幹線鉄道騒音の防止施設を総合的に講じても所定の達成目標期間で環境基準を達成するこが困難と考へられる区城においては、家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようになるものである。			6 環境基準の達成努力にもかかわらず、所定の達成目標期間内にその達成ができなかつた区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。	
		6 環境基準の達成努力にもかかわらず、所定の達成目標期間内にその達成ができなかつた区域が生じた場合においても、可及的速やかに環境基準が達成されるよう努めるものとする。			7 考	

(注) 1 達成目標期間の欄は、既設新幹線鉄道（東京・博多間の区間の新幹線鉄道）に係る内容に限つた。

2 東海道新幹線の線路の中心線から左右両側にそれぞれ400メートルまでの地域。ただしこれ700メートルまでの地域及び橋りょうのうち、木曽川鉄橋については、左右両側にそれぞれ700メートルまでの地域にびひ橋りょうの橋かけの先端部と線路の中心線の交点を中心にして、橋りょうの反対側に半径700メートルの円内の地域、その他のものについては左右両側にそれぞれ600メートルまでの地域にびひ橋りょうの橋かけの先端部と線路の中心線の交点を中心にして、橋りょうの反対側に半径600メートルの円内の地域と、トンネルのうち坂の坂下トンネルに限りトンネルの出入口と線路の中心線の交点を中心として、トンネル側に半径400メートルの円内の地域。ただし、東海道新幹線敷地、河川敷及び工業専用地域を除く。

表3 中部国際空港の騒音に係る環境基準

地域の類型	I
基準値	57デシベル以下
該当地域	常滑市、弥富市、海部郡飛島村並びに知多郡南知多町及び美浜町の区域。ただし、常滑市セントレア一丁目、セントレア二丁目、セントレア三丁目、セントレア四丁目及びセントレア五丁目の区域、河川区域並びに工業専用地域を除く。
達成期間	直ちに

表 5 騒音規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況

施設の種類	工場等数	施設数	騒音関係工場等数	振動関係工場等数
金属加工機械	4,076	32,234		
空気圧縮機等	7,916	59,112		
土石用破碎機等	551	2,697		
織機	5,136	89,104		
建設用資材製造機械	143	249		
穀物用製粉機	25	315		
木材加工機械	1,137	3,954		
抄紙機	15	41		
印刷機械	880	4,024		
合成樹脂用射出成形機	800	10,480		
鋳型造型機	152	1,514		
計	20,831	203,724		

(注)1 2021年3月末現在
 (注)2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上している。
 (資料)環境局調べ

表 7 条例に基づく騒音・振動発生施設を設置している工場等の状況

施設の種類	工場等数	施設数	騒音関係工場等数	振動関係工場等数
			18,851	21,023

(注)1 2021年3月末現在
 (注)2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上している。
 (資料)環境局調べ

表 6 振動規制法に基づく特定工場等及び特定施設の状況

施設の種類	工場等数	施設数	施設数
金属加工機械	3,858	34,620	
圧縮機	5,229	26,969	
土石用破碎機等	551	2,842	
織機	5,017	73,798	
コンクリートブロックマシン等	49	407	
木材加工機械	86	236	
印刷機械	598	2,552	
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	39	240	
合成樹脂用射出成形機	774	10,682	
鋳型造型機	155	1,147	
計	16,356	153,493	

(注)1 2021年3月末現在
 (注)2 2以上の異なる施設を設置する特定工場等の数は、主要な施設の欄に計上している。
 (資料)環境局調べ

表8 悪臭防止法による規制地域及び規制基準

1 特定悪臭物質の濃度又は流量に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

名古屋市、春日井市、小牧市及びあま市（旧甚目寺町） 海部郡大治町

(2) 規制基準（平成18年4月28日愛知県告示第378号 各市の規制基準は市ごとに定められている。）

ア 敷地境界における規制基準（法第4条第1項第1号）

(単位: ppm)

規制地域の区分	アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル	トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルプチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド	ノルマルバニルアルデヒド
第1種地域	1	0.002	0.02	0.01	0.009	0.005	0.05	0.05	0.009	0.02	0.009
第2種地域	2	0.004	0.06	0.05	0.03	0.02	0.1	0.1	0.03	0.07	0.02
第3種地域	5	0.01	0.2	0.2	0.1	0.07	0.5	0.5	0.08	0.2	0.05

規制地域の区分	イソバニルアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン	トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
第1種地域	0.003	0.9	3	1	10	0.4	1	0.03	0.001	0.0009	0.001
第2種地域	0.006	4	7	3	30	0.8	2	0.07	0.002	0.002	0.004
第3種地域	0.01	20	20	6	60	2	5	0.2	0.006	0.004	0.01

(注) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

イ 気体排出口における規制基準（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質の種類	アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルプチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバニルアルデヒド、イソバニルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン
規制基準	特定悪臭物質の種類ごとに、1(2)アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出した値

ウ 排出水中における規制基準（法第4条第1項第3号）

(単位: mg/L)

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分	排水量 $Q \leq 10^{-3} \text{m}^3/\text{s}$	$10^{-3} \text{m}^3/\text{s} < Q \leq 10^{-1} \text{m}^3/\text{s}$	$10^{-1} \text{m}^3/\text{s} < Q$
メチルメルカプタン	第1種地域	0.03	0.007	0.002
	第2種地域	0.06	0.01	0.003
	第3種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素	第1種地域	0.1	0.02	0.005
	第2種地域	0.3	0.07	0.02
	第3種地域	1	0.2	0.05
硫化メチル	第1種地域	0.3	0.07	0.01
	第2種地域	2	0.3	0.07
	第3種地域	6	1	0.3
二硫化メチル	第1種地域	0.6	0.1	0.03
	第2種地域	2	0.4	0.09
	第3種地域	6	1	0.3

(注1) Qは、事業場の敷地外に排出される排水量を表す。

(注2) 規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

2 臭気指数又は臭気排出強度に係る規制地域及び規制基準

(1) 規制地域

豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市（旧七宝町及び旧美和町）及び長久手市

愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村

(2) 規制基準（平成18年4月28日愛知県告示第378号 各市の規制基準は市ごとに定められている。）

ア 敷地境界線における規制基準（法第4条第2項第1号）

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	12	15	18

（注）規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

イ 気体排出口における規制基準（法第4条第2項第2号）

2 (2) アの表の規制地域の区分に従い、それぞれの欄に掲げる規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出した値

ウ 排出水中における規制基準（法第4条第2項第3号）

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
臭気指数	28	31	34

（注）規制地域の区分は、市町村ごとに定められている。

表9 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係工場等の届出状況(2020年度)

業種		届出件数
1 畜産農業	イ 豚房施設（豚房の総面積が50m ² 以上）	160
	ロ 牛房施設（牛房の総面積が200m ² 以上）	317
	ハ 鶏3,000羽以上飼育	130
	ニ うずら20,000羽以上飼育	14
	小計	621
2 乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業		65
3 コーンスターク製造業		4
4 紡糸施設を有するレーヨン製造業		0
5 クラフトパルプ製造業		1
6 製膜施設を有するセロファン製造業		0
7 加硫施設を有するゴム製品製造業		45
8 カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業		1
9 石油精製業		2
10 溶鉱炉を有する製鉄業		1
11 シェルモールド法による鋳物製造業		46
12 化製場		7
13 廃棄物処理法により届出されたし尿処理場（浄化槽を除く。）		34
14 廃棄物処理法により届出されたごみ処理場		89
15 下水道終末処理場		52
計		968

（注）名古屋市分を含む。

（資料）環境局、名古屋市調べ